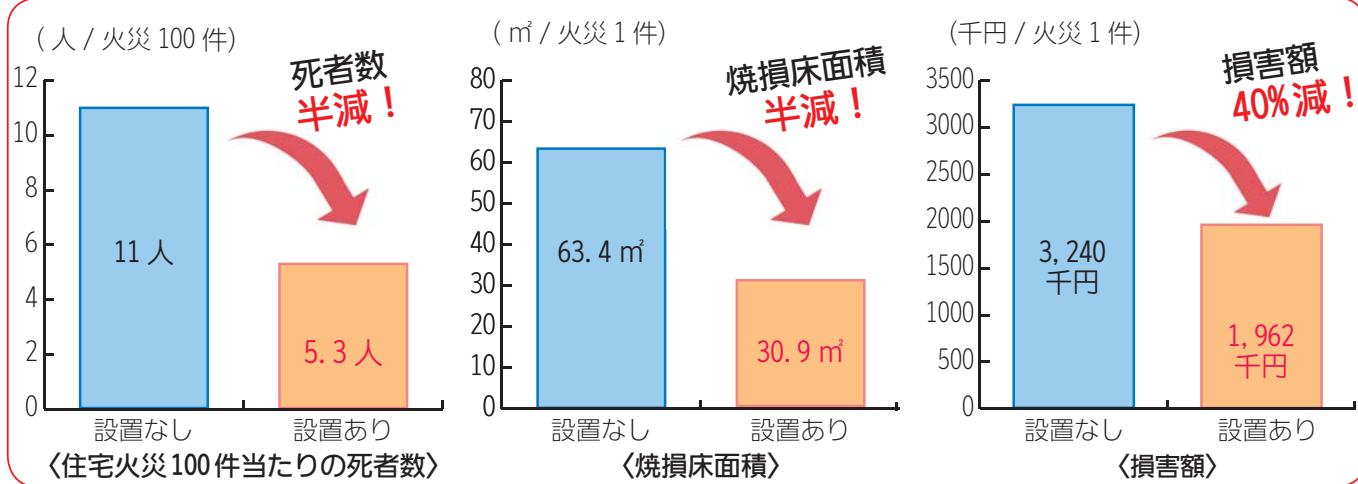


住宅用火災警報器の点検・交換をお願いします

消防法の改正により、平成23年6月から全国すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。設置が義務付けられてから交換目安とされる10年が経過しています。せっかく取り付けられた住宅用火災警報器も、いざというときに正常に作動しなければ意味がありません。定期的な点検・交換をお願いします。まだ設置していない方は早急に設置してください。

消防本部予防課 28-6940

住宅用火災警報器の効果に注目してください！ ※平成29年から令和元年の火災報告から集計



誰でも簡単！住宅用火災警報器の点検手順

本体のボタンを押す、または付属の紐を引きます。正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。

	<p>正常な場合</p> <p>ピピ、ピーピーピー 火事です</p> <p>※音声や警報音は製品により異なります</p>		<p>音が鳴らない場合</p> <p>電池切れか本体の故障です。 取扱説明書をご覧ください。</p>
--	--	--	--

いざという時に頼れる住宅用火災警報器、未設置の方は設置をお願いします！

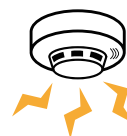
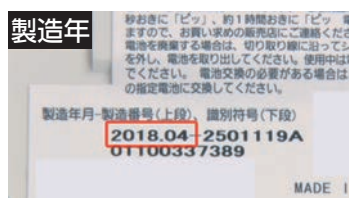
- てんぷらを揚げていたのに、火を消さずその場を離れてしまった…
 - タバコの火が座布団に落ちたのに、気づかなかった…
 - 家族全員が寝ている夜中、放火された…
- こんなとき、住宅用火災警報器がすぐに火災を警報音でお知らせ！初期消火や素早い避難につながります。



予防課 高橋強史さん

誰でも簡単！住宅用火災警報器の交換期限の判断基準

設置年数は、設置の時に記入した設置年月や交換期限で確認できます。記載がない場合は、製造年でおおよその時期がわかります。住宅用火災警報器は10年を目安に交換しましょう。



詳しくは、市ホームページをご覧ください▶



予防課 宮崎圭史さん

少なくとも年2回は点検しましょう！

春と秋の火災予防運動の時期に点検する習慣をつけると忘れません。

点検して反応がない場合は、すぐに交換してください。電池切れや電子部品不良などの可能性がありますので、設置から10年以上経過したものも交換をお願いします。また、交換の際は、住宅全体の火災を感知できる無線運動型など、より高性能な機器の設置を検討してください。

